

松戸市新焼却施設処理方式等検討会傍聴要領

(傍聴の申請)

第1条 松戸市新焼却施設処理方式等検討会の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、事務局が指定する日時方法により、住所、氏名及び電話番号その他事務局が必要と認める事項を記入し、申請すること。

2 傍聴者の定員は、事務局が会場の広さに応じてあらかじめ設定する。

3 傍聴の申請をした者の数が前項の定員を超えた場合は先着順により決定する。

(傍聴の許可)

第2条 事務局は、前条第1項の申請を行った傍聴者に対し、傍聴を許可するものとする。

2 前項の許可を受けた傍聴者は、事務局の職員の指示に従って会議の会場に入室すること。

(会議の会場に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、会議の会場に入ることができない。

(1) 危険のおそれのある物品等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場に置いて、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場に置いて、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の職員の指示に従うこと。

2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、事務局は傍聴者に注意するものとし、なおこれに従わないときは、事務局は傍聴者に対して制止及び退場させることができる。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。